

管理者（施設長）の資格要件及び兼務関係

	勤務形態	資格要件	兼務
居宅介護	常勤・専従	—	①当該事業所の従業者 ②同一敷地内又は隣接地等、管理業務に支障がない範囲内にある事業所（施設）の管理者又は従業者
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
重度障害者等包括支援			
療養介護	専従	医師	①当該事業所のサービス管理責任者又は従業者 ②他の事業所（施設）の管理者、サービス管理責任者（宿泊型自立訓練、共同生活介護、共同生活援助、障害者支援施設に限る）又は従業者 ※管理業務に支障が無い場合に限る
生活介護		下記のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事 ②社会福祉事業に2年以上従事した者	
宿泊型自立訓練			
自立訓練（機能訓練）			
自立訓練（生活訓練）			
就労移行支援			
就労継続支援A型		下記のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事 ②社会福祉事業に2年以上従事した者 ③企業を経営した経験を有する者	
就労継続支援B型			
短期入所		—	
共同生活介護		—	
共同生活援助		—	
障害者支援施設	専従	下記のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事 ②社会福祉事業に2年以上従事した者	